

令和 8 年度 佐久市中小企業金融のしおり

(佐久市中小企業振興資金融資制度)

佐久市を支える皆様が、事業経営に必要とする資金を円滑に調達できるようにするため、金融機関を通じて低金利融資を行う制度です。お気軽にご相談ください。



佐久市

経済部商工振興課

〒385-8501 佐久市中込 3056
TEL (0267) 62-3265(直通)
Fax (0267) 62-2269

e-mail syoko@city.saku.nagano.jp



佐久市中小企業振興資金融資制度について

この制度は、中小企業の皆さんが事業経営に必要とする資金を円滑に調達し、大きく飛躍していただくことができるよう、県や市が金融機関に対して資金を預託し、低金利融資を行う制度です。

融資は原則として、長野県信用保証協会の保証付き融資です。

中小企業の範囲					
業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (注1)	3億円以下	900人以下	(注1) ゴム製品製造業は、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く		

※ 資本金または従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者となります。

※ 小規模企業者・・・常用従業員数が20人(商業またはサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))の場合は5人以下の法人または個人

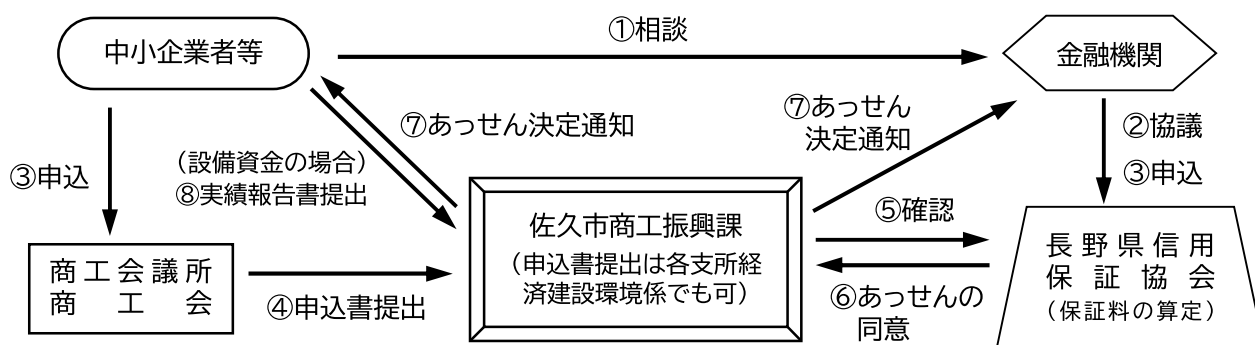
借受資格

- 1 市内に工場又は店舗を有する中小企業者で、原則として1年以上継続して事業を営んでいる方
- 2 創業支援資金は、開業後1年未満でも対象(ただし、商工会議所・商工会の経営指導員による6か月以上の経営指導を要する)
- 3 次の場合は、本制度の利用ができません。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| ア 税金を滞納している | オ 制度融資を不正に利用したことがある |
| イ 金融機関から取引停止の処分を受けている | カ 公序良俗に反する行為または違法行為を行っている |
| ウ 信用保証協会で代位弁済中である | キ 経営の継続又は返済の見込みがない |
| エ 許可等を要する業種の場合、これらを受けないで営業している | ク 営業と家計が分離していない |

※借入後に、工場及び店舗を市外に移転または閉鎖等する場合、**市制度資金は全額償還**となりますので、お早めにご相談ください。

佐久市中小企業振興資金申込からあっせん決定までの流れ



- ①融資の利用が可能か、借入希望金融機関に相談
- ②金融機関と信用保証協会とで事前協議を行う
- ③商工会議所・商工会の経営指導員のアドバイスを受け、書類を整え申し込む
- ④経営指導員が審査票を作成し、市に提出

◆◆◆ 信用保証料の算定 ◆◆◆

担保の有無、保証料率割引の有無、保証金額、保証期間、保証料率、割賦返済回数別係数に基づき、下記の計算式により算出(保証料率は、9段階に設定され、財務内容を総合的に評価して信用保証協会が決定)

$$\text{保証料} = (\text{ア}) + (\text{イ})$$

(ア) 据置期間部分の保証料 = 保証金額 × (据置期間(日数) ÷ 365) × 保証料率

(イ) 割賦返済部分の保証料 = 保証金額 × ((保証期間 - 据置期間(日数)) ÷ 365) × 保証料率 × 割賦返済回数別係数

保証料率の引き上げを条件に、保証人による保証を提供しないことも可とする
(制度概要ページ参照)

中小企業振興資金(設備資金) 申込時における留意事項

- ★ 設備資金の申込に関する審査は時間がかかりますので、十分余裕を持って申込して下さい。
- ★ 代金支払済みの設備や代金支払を滞納している設備は対象外となります。

○事前着工について

金融機関及び信用保証協会と事前協議を行った場合のみ、事前契約または事前着工(建物完成、機械設置等を含む)可とし、代金支払前のものについて貸付対象とします。

また、融資申込時に建物が完成している場合や機械が既に設置されている場合も貸付対象としますが、代金支払済みのものや、代金支払を滞納しているものについては、融資の対象としません。

○固定資産計上されないものについて

貸借対照表上の固定資産に計上されないものは、融資の対象となりません。

※ 固定資産に計上されるもの

【有形固定資産】 土地、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具など

【無形固定資産】 営業権、特許権、商標権、ソフトウェア、電話加入権など

※ 店舗新築・改築と同時に購入するイス・調理器具等の少額の備品など、固定資産計上されないものは自己資金又は運転資金で対応すること

○車両について

乗用自動車(3、5ナンバー等)は、法人名又は屋号を車体に印字する場合のみ、融資対象とします(取り外しのできるステッカー・マグネットシール等は不可)。

※ 融資申込時、見積書中に印字費用が記載されていること

※ 融資実行後の設備完了報告書の添付写真で、該当車両への印字の有無が確認できること

○貸付期間について

各資金の貸付期間の範囲内で、耐用年数及び資金計画を勘案し、妥当な貸付期間を設定すること。

○設備完了報告について

「設備完了報告書」は、設備の設置及び支払完了後、速やかに市へ提出してください。

完了報告書へ添付が必要のため、施工前の現場写真を必ず撮影してください。

完了報告書の確認や現地調査により、融資が不相当と認められる場合には、即時償還を求める場合があります。

【添付する写真等について注意事項】

・建築の場合：造成地と建設後の建物の写真2枚ずつ(角度を変えて撮影)

・改築の場合：工事施工前、施行後の写真2枚ずつ(角度を変えて撮影)

・車両購入：車の写真2枚(角度を変えて撮影)及び車検証の写し

・機械購入：機械の写真2枚(角度を変えて撮影)

○店舗併用住宅について

建設・改築の場合、住宅部分は融資の対象となりません。見積書において、住宅部分と店舗部分の金額が分かるように明記してください。

明確に分離が困難な部分は、住宅部分と店舗部分の面積割合で按分する方法などで妥当性を判断しますので、事前に相談して下さい(当該建物の敷地購入に関しても同様)。

創業支援資金についての留意事項

- ◆ 県制度資金の創業支援資金とは貸付上限が異なるのでご注意ください。
- ◆ 市制度融資共通の添付書類以外に、必要な書類は以下のとおりです(様式は市のホームページからダウンロードできます)

新規開業「予定者」に該当する方

(事業を営んでいない個人で、創業の具体的な計画がある)

◇ 創業計画書(様式第1号)

◇ 創業計画に関する意見書(様式第2号)

◇ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類(前職の源泉徴収票等)

新規開業者に該当する方(創業した日から5年未満)

◇ 開業届又は商業登記簿謄本の写し

◇ 次の①～③のいずれかの書類

① 創業計画書(様式第1号)(法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の方)

② 収支等計画書(様式第3号)(売上発生から決算書を作成するまでの方)

③ 貸借対照表、損益計算書(決算書作成済みの方)

○空き店舗利用による開業の利子補給対象者について

条件は以下のとおりです

◇ 市内の空き店舗・空き事務所・空き工場を賃借又は購入して、新規開業を予定している方

◇ 対象物件が、市の空き店舗情報に登録されていること

佐久市中小企業振興資金融資制度 概要【令和8年度(2026年度)版】

資金名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保	
中小企業振興資金	中小企業者等	設備資金	3,000万円以内	年2.0%	7年以内 (用地建物13年以内)	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する	
		運転資金	2,000万円以内		5年以内	6か月以内据置き・分割返済 貸付期間1年以内の場合一括返済可		
小口零細企業振興資金	小規模企業者であって、信用保証協会の保証債務の総額が2,000万円を超えない方。	設備資金	合わせて 2,000万円以内	年1.6%	7年以内	1年以内据置きの分割返済	原則不要	
		運転資金			5年以内	6か月以内据置きの分割返済。ただし、一括返済は貸付期間1年以内		
経営安定支援資金	経営安定対策分	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)信用保険法第2条第5項第7号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方 (2)経理状況が明確であり、最近3か月の売上が前年同期比で5%以上減少している方 (3)経理状況が明確であり、最近3か月の売上総利益が前年同期比で5%以上減少している方 (4)(2)・(3)に該当し、当市制度資金を借り換える方で返済が1年以上経過し、原則として延滞がない方(再借換でないこと)	運転資金	3,000万円以内	年1.6%	7年以内 (借換10年以内)	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する
	特別経営安定対策分	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)信用保険法第2条第5項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方 (2)危機関連保証制度要綱(平成29・10・23中庁第1号)に定める危機関連保証を利用する方で、経営の安定に支障を生じている方 (3)取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする方						
	原油価格・物価高騰対策	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)直近3か月の原油または石油製品もしくは原材料の仕入れ価格が直近の決算または過去3年のいずれかの同期に比べて10%以上増加している方 (2)直近3か月の売上高に対する売上原価または販売費および一般管理費の割合が直近の決算または過去3年のいずれかの同期に比べて10%以上増加している方						
創業支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2)創業した日から5年未満である方 (3)分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備資金	2,000万円以内	年1.1%	7年以内	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する	
		運転資金	1,500万円以内	※空き店舗利用の開業の場合、利子補給あり 3年間 市0.8%/自己負担0.3%				
地域産業ブランド力向上支援資金	佐久市の特性・強み(日本酒・健康長寿・農産物・佐久鯉、その他地域資源等)を活かした商品・工業製品・サービス等の開発や付加価値の付与、新規顧客や販路拡大につなげるための開発研究等、佐久市のブランド力向上に寄与する事業を行おうとする中小企業者等	設備資金	合わせて 4,000万円以内	年1.7%	10年以内 (用地建物13年以内)	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する	
		運転資金		※利子補給あり 3年間 市1.0%/自己負担0.7%	7年以内			
環境・エネルギー対策資金	ゼロカーボン推進や環境保全に係る課題に寄与するため、省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入(全量売電のみを主目的とした設置事業、車両の購入のみは除く)、二酸化炭素排出量の削減や石油由来製品からの脱却、環境保全に係る課題解決につながる設備の導入や開発を行おうとする中小企業者等	設備資金	合わせて 5,000万円以内	年1.7%	10年以内	1年以内据置きの分割返済	必要に応じて徴する	
		運転資金		利子補給あり 3年間 市1.0%/自己負担0.7%				

信用保証料・保証人 保証料:2.65%以下
原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
また、保証料率の引き上げを条件に、保証人による保証を提供しない(※)ことも可とする。
(※)「事業者選択型経営者保証非提供制度」(令和6年度からの新制度・略称「非提供制度」)

保証料に対する市の補助割合 (令和6年度～新制度適用による)

利用する保証	保証人(経営者保証)を提供する場合	保証人による保証を提供しない場合	
		保証料上乘せ0.25%	保証料上乘せ0.45%
一般保証等	4/5 (80%)	3/5 (60%)	1/2 (50%)
・セーフティネット保証 ・創業関連保証 ・危機関連保証	全額 10/10 (100%)	3/4 (75%)	2/3 (66%)



佐久市中小企業振興資金融資あっせん申込書

↓商工団体が市に申し込みをする日

令和8 年 4 月 8 日

(申込先) 佐久市長

法人の場合、印鑑証明書の法人名・代表者名と同じであること

個人事業主の場合、印鑑証明書と同じ氏名であること

連絡が取りやすい電話番号を記入

法人名	有限会社 秋桜製作所
氏名又は代表者名	佐久平 鯉之助
屋号(個人の方のみ記入)	
電話番号	(0267) 62 - 3265
開業年月日	平成31年 年 2 月

下記制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込みます。

↓資金名をプルダウンから選択

金利は自動的に表示されます↓

資金名	地域産業ブランド力向上支援資金	金利: 1.7%
申込金額	4,000 万円 (内訳: 借換の場合、借入日・借入資金名・借入金額・借入希望月の支払日及び借入希望日時点での借入残高額を記入する)	
借入希望日	令和 8 年 5 月 10 日 ※原則、申込から2週間後を超える日付に設定してください	
金融機関	あさま銀行 (支店名: からまつ支店)	
借入期間	12 カ月据置 72 回月賦返済 (計 84 カ月)	
資金用途	設備資金 (設備資金の場合) 代金支払い予定日 令和8年5月30日	

↑プルダウンから資金用途を選択

※ 設備と運転を一括で申し込む場合は、資金用途ごとに申込書を作成してください

(記入上の留意事項)

- この申込に伴って収集する個人情報はこの申込に対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。
- 太枠内のみ記入してください。

↓以下は、記入の必要はありません

(この欄は記入しないでください。)

【 添付書類についての注意事項 】

- * 「信用保証委託契約書」を添付する場合
記載の住所・法人名・肩書・代表者名が印鑑証明書と同じであること
契約の日は、印鑑証明書の日付と同日、またはそれ以降であること
申込者(委託者)が法人の場合、会社の実印を押印し、連帯保証人は申込者個人の実印を押印すること
- * 「個人情報の取扱いに関する同意書」は、申込者個人の住所、氏名、個人の実印を押印すること
- * 納税証明書に未納がある場合は、融資を受けることができません
- * 事業所及び店舗等所在地周辺の地図を添付すること

- ▶ 創業支援資金のうち、新規開業予定の場合は創業計画書及び創業に関する意見書、開業後5年未満の場合は必要に応じて書類を添付すること(佐久市HP参照)。
- ▶ 経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分)、地域産業ブランド力向上支援資金、環境・エネルギー対策資金は、指定様式による書類を添付すること(佐久市HP参照)。

佐久市中小企業振興資金利子補給金について

下記の対象資金の融資を受けた場合、利子の一部を市が負担します。

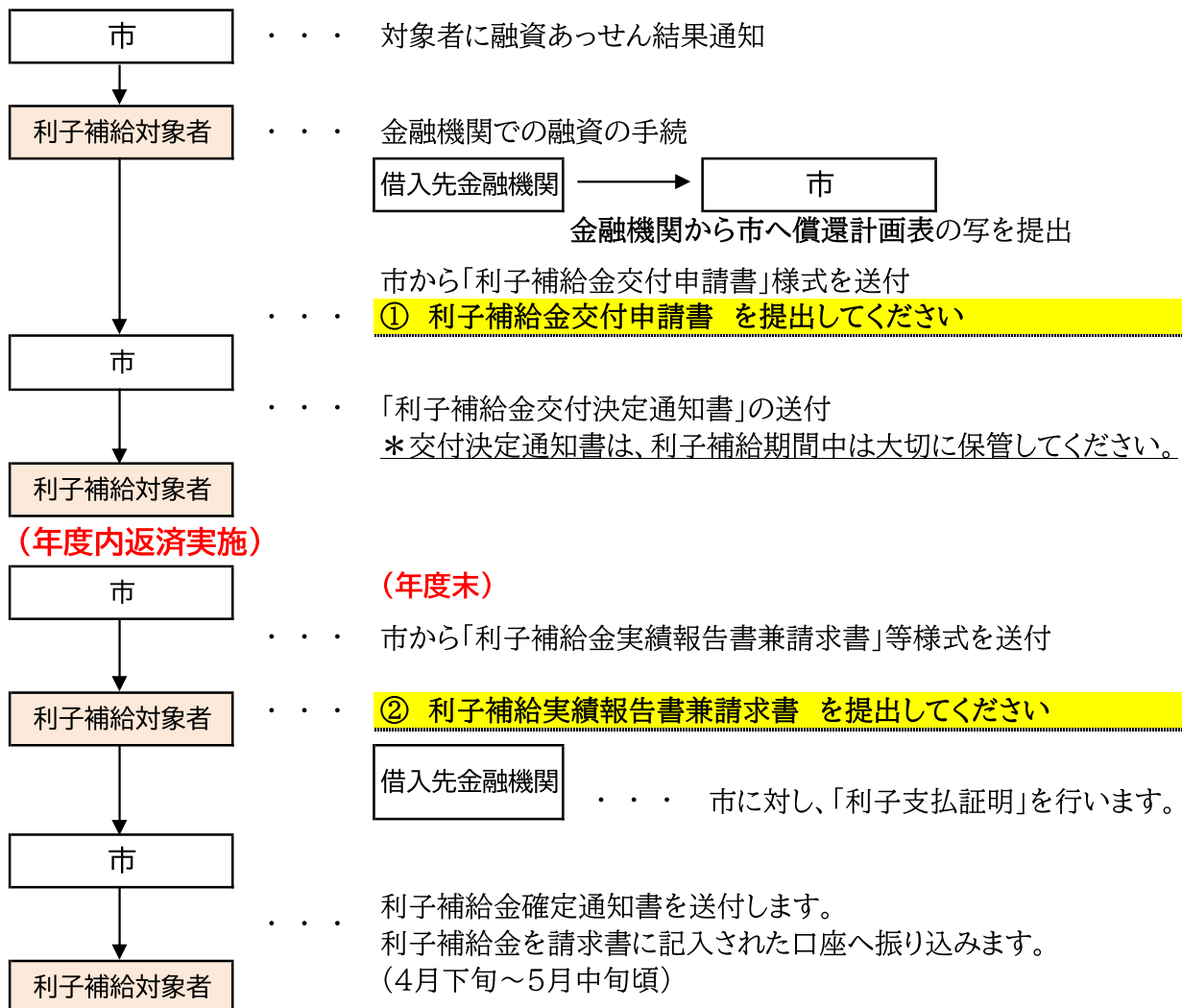
対象資金	利子補給率	利子補給期間	交付決定期限
経営安定支援資金(特別経営安定対策分)	1.4%のうち1.1%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分)	1.3%のうち1.1%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
創業支援資金(空き店舗利用者)	1.1%のうち0.8%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
市内の空き店舗・空き事務所・空き工場を賃借又は購入して、新規開業を予定していること			
地域産業ブランド力向上支援資金	1.7%のうち1.0%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
環境・エネルギー対策資金	1.7%のうち1.0%	3年間(36か月)	令和9年3月31日

- ▶ 利子補給は、融資が実行された月の分から対象となり、**年度ごと、年度末**に交付されます
- ▶ 年度末または利子補給完了時点で貸付金に延滞がある場合は、利子補給の対象となりません。
- ▶ 利子補給期間中に条件変更が行われた場合(繰上償還含む)、利子補給はその時点までとなります。

※ただし、経営安定支援資金の令和7年度融資実行分は令和9年3月31日までに、令和8年度融資実行分は令和10年3月31日までに、据置期間の条件変更を行ったもので、条件変更前から合わせて据置24か月以内までとなる条件変更については、利子補給の対象とします。

***** 条件変更する場合、速やかに交付決定の変更手続きを行ってください *****

【利子補給金 交付の流れ】



経営相談等の窓口

佐久商工会議所	TEL62-2520
臼田町商工会	TEL82-2154
浅科商工会	TEL58-0220
佐久市望月商工会	TEL53-5442

市内融資取扱い金融機関等

八十二長野銀行
上田信用金庫
長野県信用組合

長野県信用保証協会

佐久支店 TEL68-8484